

お客さまへ

厚生労働省からの行政処分(業務停止命令)についての経過報告

日頃は、弊財団の諸事業をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

この度、弊財団に対する主務官庁である厚生労働省から受けた新規会員募集並びに増員手続きに関する業務停止命令について対応状況をご報告いたします。

弊財団は、平成22年3月31日、規約改正を審議する評議員会の招集手続きに誤りがあったことにより規約改正が認可されず、その結果、保険法(平成22年4月1日施行)に適合する規約となっていないため、新規加入会員の募集及び被共済者の増員手続きに係る業務を停止する旨の命令を、厚生労働省より受けました。

弊財団では、平成22年4月12日に評議員会を再度招集し、同評議員会において保険法に係る規約改正の議決を得て、厚生労働大臣宛に規約の一部変更の認可申請をいたしました。

お客さまには、業務停止期間中につき、引き続きご不便・ご迷惑をおかけすることになりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

なお、現在ご加入いただいております会員の皆さまに対する災害補償共済事業に係る補償費の支払いについては今回の命令によって影響を受けるものではありません。

また、災害防止事業・福利厚生事業についても一切影響はございません。

弊財団は、この度の業務停止命令処分を厳粛に受け止め、内部管理体制の充実をはかるとともに、今まで以上に中小企業の皆さまのお役に立つよう、役職員一同、全力を尽くしてまいりますので、今後の事業運営に関しご理解とご協力賜りますよう深くお願い申し上げます。

平成22年4月26日

財団法人中小企業災害補償共済福祉財団